

第 2 回 自転車安全利用対策懇談会

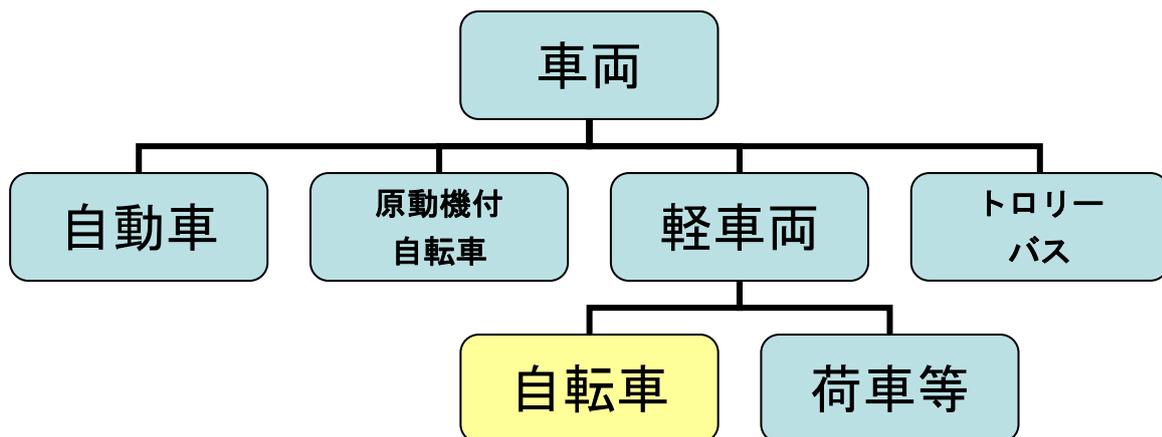
第 1 自転車の違反に対する指導・取締りについて

1 自転車の道路交通法上の位置づけ

道路交通法上、自転車は自動車、原動機付自転車等と同じく車両に位置づけられており、他の車両と同様、車道を通行することが原則とされています。

しかし、自転車の車両としての位置づけについては、市民の理解が必ずしも十分でない現状にあります。

図 1 道路交通法上の車両



○道路交通法 第2条 第1項抜粋

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

十一 軽車両 自転車、荷車その他若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

2 道路交通法の罰則

(1) 自動車や原動機付自転車等の罰則

自動車や原動機付自転車等は、道路交通法第 125 条の規定により、駐車違反等軽微な交通違反の場合は、期限内に反則金を納付することで、交通違反に対し裁判による審判を受けることが免除されます。

酒気帯び運転をはじめ重大な交通違反の場合には、起訴されて裁判で争うこととなります。

(2) 自転車の罰則

これに対し、自転車については、反則金制度の規定がないため、起訴されて裁判で争わなければなりません。

この裁判で有罪の場合には罰金等が科せられます。

この罰金等は刑事罰であり、反則金とは違って、禁固刑または懲役刑と同一線上にある重度な処分、前科となるものです。

そのため、警察では、自転車利用者による交通違反に対し、指導警告票を交付するなどして街頭指導を行うことを基本としています。

特に、悪質・危険な交通違反に対して検挙措置を講じているのが現状です。

(参考文献：元田良孝・宇佐美誠史 わが国の自転車交通の計画面に関する一考察 第37回土木計画研究発表論文集、2008年6月)

(3) 自転車の厳罰化の可能性

仮に厳罰化が可能だとしても、自転車は通勤・通学をはじめ買物やレジャーなどの利用実態が多種多様であり、老若男女を問わず幅広く利用されていますので、取締りの要件や担保等を勘案しますと、その実現性や効果については、疑問が残ります。

(4) 自転車の交通ルール・罰則一覧

自転車の交通ルール及び罰則のうち自転車安全利用五則に関する部分は、表1のとおりです。

表1 自転車の交通ルール・罰則一覧表（例）

交通ルール	根拠法令	罰 則
①車道と歩道の区別のあるところは、車道通行が原則	道路交通法第17条第1項	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
②車道は左側を通行	道路交通法第17条第4項	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
③左側寄り通行等	道路交通法第18条第1項、第2項	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
④歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行	道路交通法第63条の4第2項	2万円以下の罰金又は科料
⑤飲酒運転は禁止 ※酒に酔って運転した場合	道路交通法第65条第1項	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
⑥二人乗りは禁止 (16歳以上の運転者が6歳未満の幼児を幼児用座席に1人乗せる場合を除く)	道路交通法第55条第1項 道路交通法第57条第2項	5万円以下の罰金 2万円以下の罰金又は科料
⑦並進は禁止 (並進可の標識のある場所以外では、並進禁止)	道路交通法第19条 道路交通法第63条の5	2万円以下の罰金又は科料
⑧夜間はライトを点灯 〔夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける〕	道路交通法第52条第1項	5万円以下の罰金
⑨信号を守る	道路交通法第7条	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
⑩交差点での一時停止と安全確認	道路交通法第43条	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

3 自転車に係る交通指導・取締りの現状

(1) 自転車の交通指導・取締りの強化

自転車利用者のルール遵守を担保するためには、ルールに関する交通安全教育と併せて、その違反に対しては、現場における指導や取締りを行うことが必要です。

警察庁では、自転車に係る事故の多発や自転車利用者の交通マナーの悪化等の情勢を受け、平成18年4月、自転車利用者に対する交通指導取締りの強化の方針を示しました。

(2) 検挙措置を講ずる場合

具体的には、街頭における指導警告活動をより強化するとともに、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を継続するなど、以下のような悪質性の高い交通違反については、積極的な検挙措置を講ずることとしています。

(例)

- ・ 信号無視、一時不停止、通行区分違反等で交通の具体的危険を生じさせたもの
- ・ 蛇行運転等により客観的に明らかな酒酔い運転
- ・ 二人乗り、無灯火等で警察官の警告抑止に従わず、違反行為を継続したもの

(2) 自転車の指導警告件数

①平成17年の指導警告件数

表2のとおり平成17年中の指導警告票交付件数は1,127,331件です。違反の内訳は、無灯火運転が365,379件(32.4%)で最も多く、2番目が二人乗り運転で335,874件(29.8%)などとなっています。

②平成18年の指導警告件数

また、平成18年中の指導警告交付件数は1,451,353件であり、違反の内訳は、平成17年同様、無灯火が507,005件(34.9%)で最も多く、2番目が二人乗り自転車で409,103件(28.2%)となっています。

③指導警告件数の増加

指導交付件数の合計は、警察庁によると平成18年4月の自転車利用者に対する交通指導取締りの強化の方針を受けて、平成18年は平成17年より324,022件増えています。

警察庁のホームページによると平成20年の指導警告票の件数は、2,188,646件ですので、平成17年の件数の約1.9倍に増加しています。

表2 平成17年、18年中の全国の自転車に係る指導警告票交付件数

違反別	交付件数		比率(%)	
	17年	18年	17年	18年
無灯火	365,379	507,005	32.4	34.9
二人乗り	335,874	409,103	29.8	28.2
信号無視	81,379	105,851	7.2	7.3
一時不停止	82,103	93,439	7.3	6.4
歩道通行者に危険を及ぼす違反	100,710	122,829	8.9	8.5
その他	161,886	213,063	14.4	14.7
合計	1,127,331	1,451,353	100.0	100.0

(資料：警察庁)

(3) 軽車両の検挙件数

①平成 17 年の検挙件数

表 3 のとおり、平成 17 年の自転車を含む軽車両の検挙件数の内訳のうち、1 番多いのは、指定場所一時不停止の 1 1 1 件 (34.0%)、2 番目が信号無視の 1 0 5 件 (32.2%)、3 番目が乗車 積載違反の 3 6 件 (11.0%) となっています。(その他は除きます。以下同じ)

②平成 18 年の検挙件数

平成 18 年の検挙件数の内訳のうち 1 番多いのは、指定場所一時不停止の 1 9 0 件 (32.5%)、2 番目は、信号無視の 1 0 5 件 (17.9%)、3 番目は乗車 積載違反の 8 9 件 (15.2%) となっています。

③平成 19 年の検挙件数

平成 19 年の検挙件数の内訳のうち 1 番多いのは、乗車 積載違反の 2 6 7 件 (32.8%)、2 番目が信号無視の 2 0 7 件 (25.4%)、3 番目が指定場所一時不停止の 1 4 0 件 (17.2%) となっています。

④平成 20 年の検挙件数

平成 20 年の検挙件数の内訳のうち 1 番多いのが乗車・積載違反で 3 2 3 件 (26.7%)、2 番が信号無視 2 6 2 件(21.6%)、3 番目が遮断踏切立入で 2 4 6 件 (20.3%)、4 番目が指定場所一時不停止で 1 8 6 件 (15.4%) となっています。

⑤検挙件数の増加

警察庁による平成 18 年 4 月の自転車利用者に対する交通指導取締りの強化の方針を受けて、平成 17 年以降、自転車を含む軽車両の検挙件数が毎年大きく増えています。各年の検挙件数の合計は、平成 17 年が 3 2 6 件、平成 18 年が 5 8 5 件、平成 19 年が 8 1 4 件、平成 20 年が 1, 2 1 1 件となっています。

平成 20 年の検挙件数の合計は、平成 17 年の約 3. 7 倍に増えています。また、検挙件数の内訳で最も増えているのは、乗車 積載違反で平成 17 年が 3 6 件のところ平成 20 年では 3 2 3 件で約 9. 0 倍に増えています。

表3 平成17年～20年中の全国の軽車両の検挙件数

違反別	検挙件数			
	17年	18年	19年	20年
信号無視	105	105	207	262
通行禁止違反	1	19	23	14
遮断踏切立入 (踏切一時不停止)	—	27	59	246
指定場所一時不停止	111	190	140	186
無灯火	4	12	19	47
乗車 積載違反	36	89	267	323
酒酔い運転	15	33	51	41
運転者の遵守事項違反	3	2	7	4
その他	51	108	41	88
合計	326	585	814	1,211

(資料：警察庁)

○道路交通法第2条第1項第11号抜粋

軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

4 市川警察署、行徳警察署の取り組み

千葉県警察では、自転車安全利用対策を効果的に推進するため、警察署単位に「自転車指導重点地区・路線」を計63地区・路線（全国では、1827地区・路線）指定しており、自転車の関係する事故を防止するため同地区・路線を中心に各種キャンペーンや指導・取締りを実施しています。

その中で、市川市内の「自転車指導重点地区」は下記の通りです。

- ・市川警察署 市川一丁目地区、八幡三丁目地区
- ・行徳警察署 新井地区、行徳駅前地区

(千葉県警察本部及び警察庁ホームページより引用)

第2 自転車の交通安全教育

1 小学校における交通安全教育

小学校における自転車の安全利用のための交通安全教育は、小学3年生または4年生を対象としており、4人一組の体制で行っています。

4人のうち正職員が1名、そして非常勤の職員3名という構成で、主に4月から7月の1学期の午前の2時間目に小学校において実施しています。

実際には、このほか、3時間目に1年生を対象にした「道路を安全に歩くための歩行安全教室」も行っています。

(1) 自転車安全利用五則について

自転車安全利用五則は、子供には分かりにくい言葉も多く含まれているので、なるべく易しい言葉を使って説明するようにしています。

(2) 各種標識について

①横断歩道

平成20年6月1日に改正道路交通法が施行され、自転車に乗ったまま横断歩道を渡ってよいということになりました。

しかし、指導の場では、歩行者と児童の安全を考慮し、横断歩道上ではなるべく自転車を押して渡るように指導をしています。

②自転車横断帯

自転車横断帯のある場所では自転車に乗ったまま通行することが出来ますので、横断歩道ではなく自転車横断帯を進むように指導しています。

併せて、この自転車横断帯を渡る際に、右左折してくる自動車に十分注意をするように指導しています。

また、横を歩く歩行者にも十分注意するように指導しています。

③一時停止

自転車は歩行者の仲間ではなく、軽車両という車の仲間であることを説明した上で、「一時停止」は、自転車も絶対に守らなければいけない標識であること、及び「飛び出し」を絶対にしないように指導しています。

④学校・幼稚園・保育園等あり

「学校・幼稚園・保育園等あり」の標識は、付近に子どもがいる恐れがあることから、車両の運転手に対して注意を促すためのものです。

この標識は直接児童に関係するものではありませんが、先の「横断歩道」の標識と「一時停止」の標識、そしてこの「学校・幼稚園・保育園等あり」の標識を並べ、児童に見せます。

これらの標識はそれぞれ、青・赤・黄色となっているので、信号と同じ色で

あると同時に、赤は危険、青は気をつけて行動する、黄は注意、というように意味も似ているということを見童に説明しています。

(3) 自分の身体にあった自転車の選び方

「自分の身体にあった自転車の選び方」では、学校から借りた大人用の自転車を使い、指導員が見本を見せながら説明しています。

実際には、足がきちんと着き、かつ跨った状態でハンドルを動かした時に膝にハンドルが当たらない自転車を選ぶことを指導しています。

(4) 正しい発進の方法

「正しい発進の方法」も指導員が自転車に乗車して、見本を見せます。

具体的には、最初に自転車の左側に立ち、右の後方を確認します。

それから自転車に跨りますが、このとき、右足を上にしてペダルに乗せ、左足を地面に着けるといふ姿勢で乗るように指導をしています。

最後にもう一度右後方を確認して発進する、というのが指導している正しい発進の方法です。

(5) 模擬コースを使った自転車実技

「模擬コースを使った自転車実技」ですが、これは最初に指導員が見本を見せ、その後、見童にコースを走ってもらいます。

見本では正しい発進の方法を実践したあと、コースに出ます。

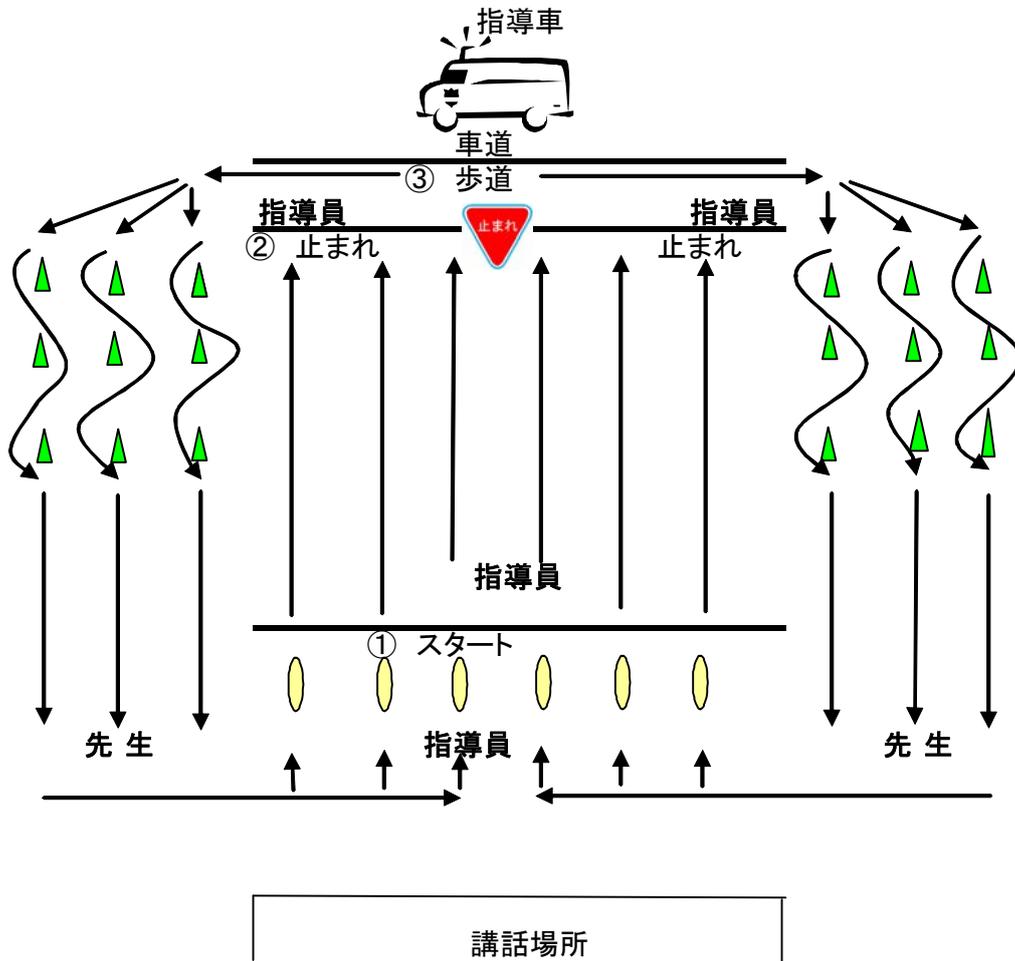
コースはp 10のとおり、まずまっすぐ進んだ後、一時停止で一旦止まり、歩道に出た後、車道寄りを通り、スラロームを通過して戻る、という流れです。

(スラロームとは、障害物としてパイロン(進路の目安として立てられる棒状のもの)を設置し、そこをジグザグに走り抜ける競技)

(6) 確認クイズ

「模擬コースを使った自転車実技」と「確認クイズ」を平行して行っています。クイズはp 11を参照して下さい。

自転車安全教室コース図



* 講話場所は、児童が眩しくならないよう、当日現地にて、向きを決めさせていただきます。

<指導のポイント>

- ① 発進の仕方（右足ペダル、左足地面、右肩後方確認）
- ② 一時停止（ " 、 " 、左右の安全確認、発進時右肩後方確認）
- ③ 歩道走行（車道寄りの端を走る）
- * スラロームでハンドル操作の練習

正しいものに○、ルール違反には×をつけよう。

1ベルを鳴らして歩行者を
追い抜いて行った。



答え

2ヘルメットをかぶってから
自転車に乗る。



答え

3止まれるの標識があっても、
自転車は止まらなくてよい。



答え

4灯りのあるところでは、夜でも
ライトをつけなくてよい。



答え

5友達を後ろに乗せて家まで
送った。



答え

6クイズをしながら、並んで
走った。



答え

7友達と自転車で競走した。



答え

8自転車は、自動車と同じ仲間。



答え

8問正解



知っているんだから、
交通ルールは守ろうね。

4〜7問正解



もう一回おさらいしよう。

0〜3問正解



このままじゃ自転車に乗
るのはあぶないよ。交通
ルールをしっかりと覚えよう。

自転車は安全ルールを守って、楽しく乗ろう！

1 歩道は歩行者優先。歩いている人に道をゆずろう。



どうしてかな？ 歩道はもともと歩く人のための道。歩いている人にぶつかったり、じゃまになってはいけないからだね。

2 ヘルメットをかぶろう。



どうしてかな？ 転んだときやぶつかったときに、ヘルメットは頭を保護してくれるから、つけがめ防げるんだよ。忘れずにかぶろうね。

3 交差点では信号を守ろう。必ず安全確認をしよう。



どうしてかな？ 信号を守らないと事故をおこすよ。事故をおこすと、自分がけがをするばかりでなく、ほかの人にもけがをさせてしまうからだね。

4 夜は必ずライトをつけよう。



どうしてかな？ 前が見えなくて自分が危険だし、車やほかの人からあなたの自転車が見えなくて危険。大きな事故になりやすいんだよ。

5 二人乗りは禁止。並んで走るのも禁止。



どうしてかな？ 二人乗りだとバランスをくずして転んだり、ほかの人にぶつかったりするよ。並んで走るのも、ほかの人がめいわくをするし、おしゃべりに夢中になって、事故をおこしやすいからだよ。

6 中学生になったら原則として「車道通行」



どうしてかな？ 自転車は車の一種なんだ。だから、中学生になったら、原則として車道の左側を走ることになるんだよ。

●保護者の皆様へ●

交通事故の2割が自転車事故、自転車安全利用五則を守りましょう。

🚲 自転車は、車道が原則、歩道は例外

🚲 車道は左側を通行

🚲 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

🚲 安全ルールを守る

事故回避、二人乗り・車道の禁止、車道はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認

🚲 子どもはヘルメット着用

<保護者の方へ> 平成10年の法律改正で、保護者が子どもにヘルメットをかぶらせる努力義務がつけられました。



不許複製

2 高等学校における交通安全教育

A 高校の生徒に対する交通安全講話は以下のとおりです。

(1) 自転車安全利用五則、各標識について

A 高校の生徒に対する交通安全講話のうち「自転車安全利用五則」と「各標識」については、小学生に対する指導とほとんど変わりません。

異なっているのは「学校・幼稚園・保育園等あり」の標識を見せないことです。

(2) 違反と罰則について

小学生への指導と異なる点は、「違反と罰則について」を説明することです。「自転車安全利用五則」「安全ルールを守る」の中の飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間のライト点灯、信号の遵守、交差点での一時停止と安全確認、などの項目の罰則について主に説明しています。

講話の時間は10分間しかないので、以上の説明をし、終了となります。

これ以外に、市川警察署から交通事故等についての講話がありますし、市の自転車対策課より、駐輪場等について説明をしています。

第3 交通安全啓発

1 交通安全運動期間中の啓発

春・夏・秋・冬の交通安全運動期間中に市では、警察、交通安全協会、交通安全母の会、自転車商協同組合など交通安全団体と協働で、高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、シートベルトの着用の徹底、悪質な違反や危険運転の防止とともに自転車の安全利用の推進のための啓発活動を実施しています。

具体的には、主要四駅周辺（JR総武線市川駅、本八幡駅、東京メトロ東西線行徳駅、南行徳駅）等において、自転車安全利用五則等のちらしと反射材等の啓発物資を配布しています。

また、自転車商協同組合員は、自転車の点検を実施しています。

表4 期間を定めて行う交通安全運動

運動名	期間（例年ほぼ同じ）
春の全国交通安全運動	4月6日から4月15日
夏の交通安全運動	7月20日から7月31日
秋の全国交通安全運動	9月21日から9月30日
冬の交通安全運動	12月10日から12月31日

2 毎月の啓発活動

毎月15日は「自転車安全の日」と定められています。

市では警察をはじめ交通安全団体と、その毎月15日前後に、市では警察署や交通安全協会、交通安全母の会等の交通安全団体と協働で駅周辺等で自転車安全利用五則や反射材などの啓発物資を配布しています。

その啓発活動の中で自転車商協同組合員は、自転車の点検をしています。